

むつ市中小企業被災資産復旧補助金 Q & A

No.	区分	内容	回答
1	業種	個人の農林水産業者は対象か。	補助対象外です。ただし、一次製品の加工・販売を自ら行う等、第二・三次産業に属する事業を営んでいる場合は補助対象です。
2	業種	個人事業主（商工業者）は対象か。	補助対象です。
3	業種	会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・特例有限会社・企業組合・協業組合・士業法人（弁護士・税理士等））は対象か。	補助対象です。
4	業種	協同組合は対象か。	企業組合・協業組合は補助対象です。（漁協や農協等は補助対象外です。）
5	業種	商工会・商工会連合会・商工会議所は対象か。	補助対象外です。
6	業種	中央会・信用協同組合は対象か。	補助対象外です。
7	業種	銀行・信用金庫等は対象か。	補助対象外です。
8	業種	一般社団法人、公営社団法人、一般財団法人、公益財団法人は対象か。	補助対象外です
9	業種	医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人は対象か。	補助対象外です。
10	業種	法人格のない任意団体は対象か。	補助対象外です。
11	業種	市内に事業所を有する市外に本社がある中小企業は対象か。	補助対象です。
12	業種	みなし大企業は対象か。	補助対象外です。
13	業種	グループ企業・みなし同一企業は対象か。	別法人であれば補助対象です。
14	業種	病院・開業医・歯科クリニック等は対象か。	補助対象外です。（日本標準産業分類（中分類）表における「83医療業」は対象外）
15	業種	市・県・国から出資を受けている会社は対象か。	補助対象外です。
16	業種	スナック、バー等の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する事業者は対象か。	補助対象です。（ただし、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に該当する者は補助対象外です。）
17	対象経費	アパート、マンションや貸店舗などの賃貸物件は対象か。	賃貸物件（施設）が、店子または使用者の事業継続に必要な不可欠な場合は補助対象です。ただし、アパートやマンションなど、入居者が事業を行う施設ではない賃貸物件は補助対象外です。なお、申請者は原則として所有者となりますが、所有者が修繕等の意思がないなど、店子・使用者の責めに帰さない事情・理由があれば店子・使用者が申請者となることができます。
18	対象経費	販売用の車両やレンタカー等の車両は対象か。	販売用・事業用にかかわらず、車両の取得・修繕は補助対象外です。
19	対象経費	飲食店等の食器や酒類は対象か。	販売を目的とする商品や汎用性があり、目的外使用になり得るもの（名刺や文房具、その他事務用品、紙皿等の消耗品、什器類、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、複合機等）は補助対象外です。
20	対象経費	陳列されていた商品は、補助対象となるか。	陳列されていた商品や在庫品、仕掛品や原材料などは補助対象外です。
21	対象経費	土地の造成や駐車場の修繕は対象か。	本補助金は、施設・設備の復旧費用を対象としているため、土地（駐車場含む）は補助対象外です。
22	対象経費	資産計上されていない施設・設備は対象か。	資産計上されていない（固定資産課税台帳や償却資産明細書等で確認できないもの）施設・設備は原則として補助対象外です。 ただし、修正申告等を行う意思がある場合は、ご相談ください。
23	対象経費	リース物件やリース設備は対象か。	補助対象です。申請は原則リース会社となります。
24	対象経費	浄化槽の取得・修繕は対象か。	固定資産台帳や償却資産申告書で確認できる資産であれば補助対象です。

25	対象経費	配管の修繕は対象か。	補助対象です。（配管が固定資産課税台帳に記載されている建物に含まれている等、書類提出の際に明記してください。）
26	対象経費	看板・案内板などは対象か。	償却資産明細書等で確認できるものであれば補助対象です。
27	対象経費	消耗品は補助対象となるか。	補助対象外です。
28	対象経費	風評被害等による逸失利益は対象か。	本補助金は施設・設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象外です。
29	対象経費	既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか。	補助対象です。交付申請の際に、請求書や領収書等、支払った金額がわかる書類の提出をお願いします。
30	その他	中小企業基本法上の中小企業に該当するためには、資本金と従業員の両方の基準を満たす必要があるのか。	いずれかを満たしていれば中小企業者に該当します。
31	その他	償却資産とは何か。	事業を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物、建物附属設備、機械、工具、器具及び備品等を償却資産と言います。
32	その他	補助金交付時の消費税の取り扱いは。	消費税分は補助対象となりません。補助金申請時には消費税を含まない形で申請をお願いします。
33	その他	保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるか。	補助対象となります。交付申請時に保険受領額が確定している場合は、金額の分かる書類を提出してください。なお、補助対象経費から、保険金受領額を差し引いた金額で補助金算定を行います。
34	その他	交付申請時に保険金の受領額が不明な場合の取り扱いは。	交付申請後、交付決定を受けるまでの間に受領額が不明の場合は、実績報告時に報告してください。実績報告時に調整します。 なお、保険金を受領しているにもかかわらず、虚偽の申請を行い、不正に受給されていることが発覚した場合は、交付決定を取消、交付した補助金を返還していただいたうえで、加算金を徴収します。
35	その他	B C P（事業継続計画）の策定は義務なのか。	本補助金は、事業継続に不可欠な資産の復旧を支援する趣旨で行うものです。B C Pの策定を努力義務としています。 なお、申請にあたって計画の提出を求めるものではありません。
36	その他	他の補助金との併用は可能か。	併用は可能です。ただし、対象となる経費は、被災資産取得・修繕にかかった費用から、他補助金で得た額を差し引いた金額を対象とします。
37	その他	解体費用は補助の対象となるか。	取得や更新にあたって、従前の施設の解体が必要となる場合は、施設の復旧に附随する費用として補助対象となります。解体や撤去のみの費用は補助対象外です。